

高収益作物次期作支援交付金について

令和2年8月

銚田市環境経済部農業振興課

目次

趣旨、事業対象者	1
支援メニュー	2
事業のながれ	6
交付金申請書の提出	7
交付金申請書の記載方法	9
取組計画書の記載方法	10
面積確認表の記載方法	13
農業委員会が発行する耕作証明書の申請に係る委任状の記載方法	14
取組類型チェックシートの記載方法	15
取組を実施したことを証明する根拠資料について	16
労働安全確認事項の根拠資料	17
農作業安全啓発動画の視聴方法	18
申請書類等チェックシートの記載方法	19
高収益次期作支援交付金を申請するに当たっての注意事項	20

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少する等の影響を受けた野菜、花き、果樹、お茶などの高収益作物を対象として、次期作に前向きに取り組む生産者を支援する交付金です。

2. 事業対象者

下記の2つの要件を満たすことが必要です。

①市場価格の低迷や出荷先の変更などの影響を受けた、高収益作物である野菜、花き、果樹、お茶の生産者であり、令和2年2月～4月末までの間に、出荷した実績、又は廃棄等により出荷できなかった実績があること

②収入保険、農業共済、野菜価格安定対策のセーフティネットに加入していること、又は加入を検討していること

3. 支援メニュー

(1) 需要対応生産支援

次期作に前向きに取り組む野菜・花き・果樹・お茶等、高収益作物の生産者に対し、種苗等の資材購入や機械レンタルなど次期作に係る費用を支援します。

【支援単価】

栽培方法	対象品目	交付額
露地栽培、施設栽培（下記の施設栽培を除く）	野菜、花き、果樹、茶	5万円／10a
加温装置（空調装置）、又は かん水装置がある施設栽培	花き、大葉、わさび	80万円／10a
	マンゴー、おうとう、ぶどう	25万円／10a

【取組類型】

次期作に向けた下記の①～⑧（高集約型品目の場合は、①～⑦）までのうち2つ以上を選択し、その取組を実施した面積が交付対象面積。

取組類型	取組項目
ア 生産・流通コストの削減に資する取組	①機械化体系の導入 ②集出荷経費の削減に資する資材の導入
イ 生産性又は品質向上に要する資材等の導入に資する取組	③品目・品種等の導入 ④肥料・農薬等の導入 ⑤かん水設備等の導入
ウ 土づくり・排水対策等作柄安定に資する取組	⑥土壌改良・排水対策の実施 ⑦被害防止技術の導入
エ 作業環境の改善に資する取組	⑧ (1) 労働安全確認事項の実施 (2) 農業機械への安全装置の追加
オ 事業継続計画の策定の取組	(3) 事業継続計画の策定等

(2) 需要促進支援

国内外の新たな需要開拓のため、価格競争力を高める新品種の導入や、輸出を視野に入れた海外の残留農薬基準等に対応した栽培法への転換や、国際水準の有機農業や生産基盤の強化などの取組を行う生産者を支援します。

【支援単価及び取組類型】

次期作に向けた下記のア～ウの取組を行う場合に、10a当たり2万円を支援します。

取組類型	取組項目
ア 新たな直販等を行うためのHP等の環境整備	①新規契約の締結
	②追加契約の締結
	③需要開拓による販路の変更
イ 新品種・新技術導入等に向けた取組	①都道府県知事が定める新品種の導入
	②都道府県知事が定める新技術の導入
ウ 海外の残留農薬基準の対応又は有機農業・GAP等の取組み	①残留農薬基準等への対応
	②有機農業の認証取得に向けた取組
	③GAPの認証取得に向けた取組
	④MPSの取得に向けた取組

(3) 厳選出荷に取り組む生産者への支援

産地の取り決めに基づき、まとめて品質の高いものに限定して出荷するなどの工夫を行う生産者を支援します。

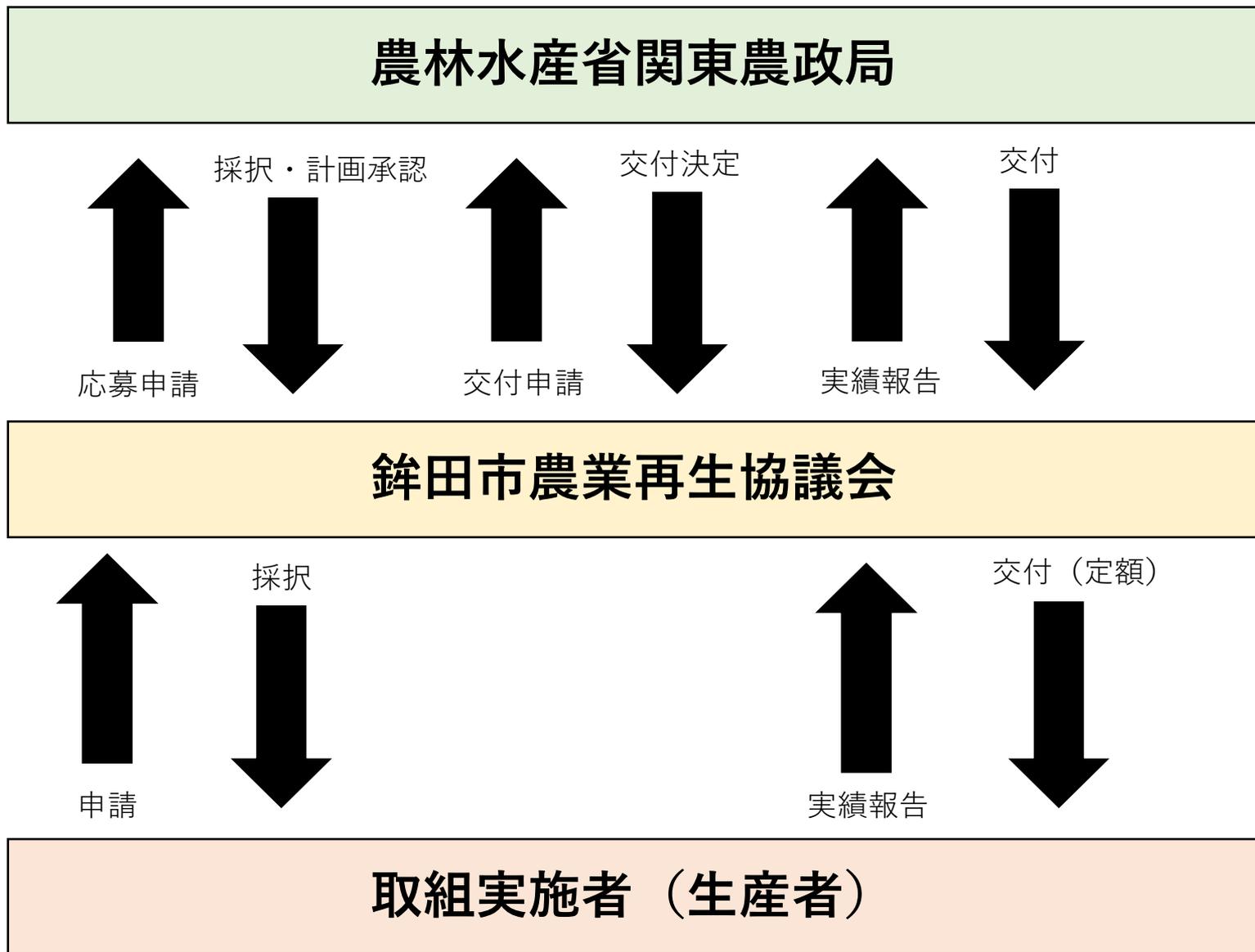
【対象品目】

- ・花き
- ・お茶
- ・施設栽培のおおば及びわさび
- ・施設栽培のマンゴー、おうとう及びぶどう
- ・都道府県知事からの協議に基づき、必要性を認められた品目

【交付額の考え方】

- (1) 産地等の厳選出荷計画や作業日誌等に基づき、作業従事者数及び日数を確認
- (2) (1)の資料に基づき、人・日に2,200円を乗じて算定する。
- (3) 交付額は取組実施者ごとに算定する

4. 事業のながれ



5. 交付金申請書の提出

【提出書類】

- ① 高収益作物次期作支援交付金申請書（様式第6－1号）
- ② 高収益作物次期作支援交付金取組計画書（様式第6－2号）
- ③ 面積確認表（銚田市版）
- ④ 農業委員会が発行する耕作証明書の申請に係る委任状
- ⑤ 高収益作物次期作支援交付金取組項目チェックシート
- ⑥ 取組を実施したことを証明できる根拠資料
- ⑦ 令和2年2月～4月末日の間に出荷したことが証明できるもの（出荷伝票など）
- ⑧ 通帳の写し

【提出期限】

令和2年9月25日（金） 必着

※関東農政局に郵送で提出することから、期限超過の場合は、受け付けできませんので、ご了承ください。

【提出方法】

銚田市農業振興センターへ郵送（〒311-1414茨城県銚田市子生378）

交付金申請書及び根拠資料の記載方法

1. 交付金申請書の記載方法（様式第6-1号）

別紙様式第6-1号

自筆で住所、氏名を記載ください。
忘れずに押印してください。

令和2年 月 日

銚田市農業再生協議会 岸田 一夫 殿

所在地
応募者名
代表者職位
氏名
(自筆) 印

令和2年度高収益作物次期作支援交付金申請書

高収益作物次期作支援交付金実施要領（令和2年4月30日付け2生産第212号生産局長通知）第5の1の（1）のアに基づき、別添のとおり関係書類を添えて承認申請します。

2. 取組計画書の記載方法（様式第6-2号）

別紙様式第6-2号

取組計画書

個人で申請の場合は、こちらの欄にご記入ください。

1-1 取組実施者の概要（個人用）

氏名		
連絡先	(住所)	
	(TEL)	(FAX)
	(E-mail)	

1-2 取組実施者の概要（法人用）

法人名及び所在地	(法人名)	
	(所在地)	
代表者名		
担当者名		
	(TEL)	(FAX)
	(E-mail)	

法人で申請の場合は、こちらの欄にご記入ください。

(注) 1. 担当者は、本事業の実施及び会計手続等の窓口となる者を記載する。

2. 関係書類として、適宜、根拠資料を添付すること。

前作で栽培した品目、次期作で栽培する、又は栽培している品目をご記入ください。

令和2年2月～4月末までに出荷したことが証明できる品目、数量、出荷先が記載されている**出荷伝票を添付**してください。
添付したら**✓**をご記入ください。

2 取組期間及び対象品目

	前作	次期作	前作の出荷実績等が分かる資料の添付
品目			<input type="checkbox"/>
主な用途			

- (注) 1. 前作の品目欄には、**前作の品目(野菜、果樹又は茶)**。
2. 記載した品目の**出荷実績**。
3. 主な用途については、

主な用途については、加工・業務用、又は生食用のどちらかを選択して、ご記入ください。

3 現況値

対象品目	現況面積 (a)

(注) 現況面積欄には、前年の野菜、花

前年に作付した品目と作付した面積(実面積)をご記入ください。

4 収入保険等の状況

番号	チェック	状況
1	<input type="checkbox"/>	収入保険等セーフティネットに加入している。
2	<input type="checkbox"/>	収入保険等セーフティネットへの加入を検討している。

(注) 「収入保険等」の等には、国の用意する農業共済、野菜価格

収入保険、農業共済、野菜価格安定制度のいずれかに加入している場合は、1に✓をご記入ください。加入していない場合は、2に✓をご記入ください。

5 誓約・同意事項

チェック	事項
<input type="checkbox"/>	「(1) 高収益作物次期作支援交付金の申請に関する誓約事項」について誓約する。

(1) 高収益作物次期作支援交付金の申請に関する誓約事項

- ア 収入保険等のセーフティネットに加入していること。
 - イ 本事業に関する報告や立入調査について、誠実に回答すること。
 - ウ 交付申請書等の交付関係書類や取組を実施した年度について、交付申請を行った年度の翌年以降、交付金を受け取った場合には提出します。
 - エ 以下の場合には、交付金を返還すること、又は交付金の返還を求められること。
- (ア) 交付金申請書、取組計画書及びその他の提出書類において虚偽の記載があること
- (イ) 正当な理由がなく、取組計画書に記載した取組を実施していないことが判明した場合
- (ウ) 取組計画書に記載した取組を実施したことを証明する書類が保存されていないこと、次期作となる対象品目について、適切な作付け・肥培管理・収穫等が行われていないことや、正当な理由なく、出荷・販売していないこと、その他交付要件を満たす取組が行われていないことが判明した場合

内容をご確認の上、✓をご記入ください。

チェック	事項
<input type="checkbox"/>	「(2) 個人情報の取扱い」に記載された内容に同意する。

(2) 個人情報の取扱い

農林水産省は、本交付金の交付対象者(氏名及び連絡先)を全国農業共済組合連合会及び都道府県農業共済連合会並びに取組実施者のほ場が所在する都道府県及び関係機関等に提供し、収入保険や農業共済の申請等に活用させていただきます。

また、提供した個人情報を基に後日、収入保険や農業共済の申請等に活用させていただきます。

なお、提供した個人情報は、収入保険や農業共済の説明以外の用途には使用いたしません。

内容をご確認の上、✓をご記入ください。

3. 面積確認表の記載方法

○農業委員会で発行する耕作証明書で面積を確認するため、地番ごとに面積、及び品目をご記入ください。

○記載する面積については、**利用権設定をしている必要があります**ので、利用権設定をしていない場合は、**令和2年度以内に利用権設定**を行ってください。

○**実績報告時に**次期作の品目を栽培していることを証明する必要があるため、**各地番のほ場ごとに写真付きの作業日誌**を作成してください。

面積確認表（銚田市版）

			取組実施者名： _____							
大字及び地番	面積（a）	次期作の品目名	実施した取組類型							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
(記載例) 銚田市銚田1444-1	20	かんしょ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>				
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

○作付している、又は作付予定の面積の地番をご記入ください。
○栽培している、又は作付予定の面積をご記入ください。
○栽培している、又は栽培予定の品目をご記入ください。

ほ場で実施した取組類型に をご記入ください。
一つのほ場につき、2つの取組が必須。

4. 農業委員会が発行する耕作証明書の申請に係る委任状の記載方法

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、銚田市再生協議会が、申請者分を一括して、銚田市農業委員会に耕作証明書の発行を申請しますので、委任状の提出ください。

委任状様式（事業対象者→市協議会）

委 任 状

私は、高収益次期作支援交付金を申請するに当たり、銚田市農業委員会が発行する耕作証明書の申請及び、受領に関する一切の権限を銚田市農業再生協議会に委任します。
また、委任期間は、令和3年3月31日までとする。

記

令和2年9月	日
住所	銚田市 _____
氏名	_____ 印

住所、氏名をご記入し、必ず押印してください。

5. 取組類型チェックシートの記載方法

高収益作物次期作支援交付金を申請するに当たって、**取組項目①～⑧までのうち2つ以上の取組**を実施することが必要ですので、取組を実施した項目に**✓**をご記入ください。

高収益作物次期作支援交付金取組項目チェックシート（5万円/10a）

下記の①～⑧までの取組項目から2つを選択し、実施した取組について、具体例の□に✓をご記入ください。

なお、取組を実施したことを証明するために関係資料の提出が必要となります。

取組類型	取組項目	具体例	関係資料
ア 生産・流通コストの削減に資する取組	①機械化体系の導入	<input type="checkbox"/> 定植機、 <input type="checkbox"/> 収穫機、 <input type="checkbox"/> その他農業機械の利用 <input type="checkbox"/> 農用型播種機、 <input type="checkbox"/> 可搬型播種機等の利用 <input type="checkbox"/> 農用型管理機の利用 <input type="checkbox"/> 可搬型刈草機等の管理機の利用 <input type="checkbox"/> 自動式・リモコン式刈刈機の利用 <input type="checkbox"/> その他これに準ずる取組	・購入伝票 ・納品書 ・作業日誌
	②集出荷経費の削減に資する資材等の導入	<input type="checkbox"/> 大型コンテナ、 <input type="checkbox"/> 選花機・選果機の利用 <input type="checkbox"/> パレット、 <input type="checkbox"/> 通い容器、 <input type="checkbox"/> 自動式袋機の利用 <input type="checkbox"/> 産地等で推奨する梱包資材の利用 <input type="checkbox"/> 生業トラックコンテナ、 <input type="checkbox"/> オートテーパーの利用 <input type="checkbox"/> その他これに準ずる取組	・購入伝票 ・納品書 ・出荷記録
イ 生産性又は品質向上に資する資材等の導入に資する取組	③品種・品種等の導入	<input type="checkbox"/> 産地で推奨する品種又は品種の栽培 <input type="checkbox"/> 異なる茶種への転換（煎茶からかぶせ茶等） <input type="checkbox"/> その他これに準ずる取組	・購入伝票 ・納品書 ・作業日誌
	④肥料・農薬等の導入	<input type="checkbox"/> 産地で推奨する肥料、 <input type="checkbox"/> 農薬、 <input type="checkbox"/> 資材の利用 <input type="checkbox"/> 点検記録、 <input type="checkbox"/> 総合的病害虫管理の実施 <input type="checkbox"/> その他これに準ずる取組	・購入伝票 ・納品書 ・作業日誌 ・散布記録
	⑤かん水装置等の導入	<input type="checkbox"/> かん水装置（スプリンクラー等）の利用 <input type="checkbox"/> 換気装置、 <input type="checkbox"/> 空調機、 <input type="checkbox"/> LED照明装置の利用 <input type="checkbox"/> 分析装置、 <input type="checkbox"/> 気象観測機器、 <input type="checkbox"/> 冷蔵貯蔵庫の利用 <input type="checkbox"/> その他これに準ずる取組	・購入伝票 ・納品書 ・作業日誌 ・作業写真
ウ 土づくり・排水対策等作物安定に資する取組	⑥土壌改良・排水対策の実施	<input type="checkbox"/> 天地道し、 <input type="checkbox"/> 暗きょ施工の実施 <input type="checkbox"/> 堆肥等の堆うんの実施 <input type="checkbox"/> 新き草等の有機物の投入 <input type="checkbox"/> 土壌改良資材の施用、 <input type="checkbox"/> 堆肥の投入 <input type="checkbox"/> 土壌分析の実施 <input type="checkbox"/> その他これに準ずる取組	・購入伝票 ・納品書 ・作業日誌 ・作業写真
	⑦被害防止技術の導入	<input type="checkbox"/> 土壌消毒の実施、 <input type="checkbox"/> 電撃殺虫器の利用 <input type="checkbox"/> 不織布、 <input type="checkbox"/> 二重カーテンの利用 <input type="checkbox"/> 防虫ネット、 <input type="checkbox"/> 防風ネット、 <input type="checkbox"/> 防露ファンの利用 <input type="checkbox"/> その他これに準ずる取組	・購入伝票 ・納品書 ・作業日誌 ・作業写真
エ 作業環境の改善に資する取組	⑧労働安全確認事項の実施（講習会の受講等）	<input type="checkbox"/> 安全講習会（6ラーニング含む）の受講 <input type="checkbox"/> 農作業安全啓発動画の視聴、 <input type="checkbox"/> 機械の点検 <input type="checkbox"/> その他これに準ずる取組	・講習会資料 ・参加者名簿
	⑨農業機械への安全装置の追加導入、作機環境改善・軽労化対策の導入	<input type="checkbox"/> トラクター安全装置の装着 <input type="checkbox"/> 経路自動制御機の利用、 <input type="checkbox"/> は場進入路の改良 <input type="checkbox"/> アシストスーツの利用 <input type="checkbox"/> その他これに準ずる取組	・購入伝票 ・作業日誌 ・作業写真
オ 事業継続計画の策定の取組	⑩事業継続計画の策定等	<input type="checkbox"/> J A等による事業継続計画の策定 <input type="checkbox"/> 事業継続計画に基づく資材購買 <input type="checkbox"/> その他これに準ずる取組	・計画書 ・対象者名簿

取り組んだ内容の□に
✓をご記入ください。

※取組は、令和2年4月30日以降に実施していることが必要。

6. 取組を実施したことを証明する根拠資料について

取組を実施したことを証明するため、下記の根拠資料を提出する必要があります。

※作業日誌については、写真付きのものとする。

取組項目	根拠資料
①機械化体系の導入	購入伝票・納品書・作業日誌
②集出荷経費の削減に資する資材の導入	購入伝票・納品書・作業日誌
③品目・品種等の導入	購入伝票・納品書・作業日誌
④肥料・農薬等の導入	購入伝票・納品書・作業日誌
⑤かん水設備の導入	購入伝票・納品書・作業日誌
⑥土壌改良・排水対策の実施	購入伝票・納品書・作業日誌
⑦被害防止技術の導入	購入伝票・納品書・作業日誌
⑧労働安全確認事項の実施	講習会資料・参加者名簿・報告書
⑧農業機械の安全装置の追加	購入伝票・作業日誌
⑧事業継続計画の策定等	計画書・対象者名簿

7. 労働安全確認事項の根拠資料（10a 当たり 5 万円の申請者のみ）

10a 当たり 5 万円の申請者（野菜・いも類）について、銚田市では、2 つ以上選択しなければならない取組項目を取組項目⑧の「労働安全確認事項」を推奨しているので、農林水産省HPに掲載されている「農作業安全啓発動画」を視聴していただき、報告書を提出ください。

※取組項目⑧については、市が推奨している取組項目なので、他の取組項目を選択することも可能です。

取組類型エー取組項目⑧

取組報告書

私は、高収益作物次期作支援交付金を申請するに当たって、取組類型エの取組項目⑧の「労働安全確認事項」を実施したので、報告します。

必ず動画を視聴し、日付、住所、氏名を記入し、押印ください。

取組内容：農作業安全啓発動画の視聴

※動画の視聴方法は、次のページを参照！

令和 年 月 日
住所 _____
取組主体名 _____ 印

※参考 農作業安全啓発動画の視聴方法

お持ちのスマートフォンかパソコンの検索画面で、下記のURL、又は「農林水産省 農作業安全対策」と入力し、検索すると左下の画面が出てきますので、左下の手順でお進みください。

https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/index.html



①赤枠にURLか、
農林水産省 農作業安全対策と入力



農作業安全対策:農林水産省

②赤枠の箇所をクリック

- 農作業安全の啓発資料
農作業安全の啓発資料. 何を探し
ですか. 農業現場の環境改善に取...
 - 全国農作業安全確認運動
令和2年全国農作業安全確認運動.
春の農作業安全確認運動. 平成 ...
 - 農作業安全の手順 1,2,3
農作業安全の手順1,2,3 ~農作業事
故を未然に防ぐ~. 表紙(PDF ...
- maff.go.jp からの検索結果 >>



農業者の方に「安全に農作業を行うことの大切さ」を理解していただくための動画(説明者:水田生産局長)を制作しました。



③左の動画をクリック
し、視聴してください。

8. 申請書類等チェックシートの記載方法

高収益作物次期作支援交付金申請時チェックリスト

高収益次期作支援交付金を申請するに当たって、下記の要件を満たし、書類の提出が必要となりますので、下記の□に必ず✓を記入し、不足書類がないことをご確認ください。

(1) 申請対象者の要件

①令和2年2月～4月末の間に、野菜、花き、茶について、出荷した実績がある、又は廃棄等により出荷できなかったこと	<input type="checkbox"/>
②収入保険、農業共済等のセーフティネットに加入していること、又は加入を検討していること	<input type="checkbox"/>

申請対象者の要件を満たしていることを確認し、✓をご記入ください。

(2) 申請時に必要な書類

①高収益作物次期作支援交付金申請書（様式第6-1号）	<input type="checkbox"/>
②高収益作物次期作支援交付金取組計画書（様式第6-2号）	<input type="checkbox"/>
③面積確認表（鉾田市版）	<input type="checkbox"/>
④農業委員会が発行する耕作証明書の申請に係る委任状	<input type="checkbox"/>
⑤高収益作物次期作支援交付金取組項目チェックシート	<input type="checkbox"/>
⑥取組を実施したことを証明できる根拠資料	<input type="checkbox"/>
⑦令和2年2月～4月末日の間に出荷したことがわかるもの（出荷伝票など）	<input type="checkbox"/>
⑧通帳の写し	<input type="checkbox"/>

不足書類がないことを確認し、✓をご記入ください。

○申請書類を郵送する前に、必ずチェックシートにより支援対象者であること、不足書類がないことをご確認ください。すべての項目に✓が入っていることをご確認ください。

9. 高収益作物次期作支援交付金を申請するに当たっての注意事項

(1) 対象となる取組を実施していない、ほ場は申請できません。

(2) 提出した書類については、5年間保存していただく必要があります。

(3) 取組を実施したこと、次期作を栽培したことについて、今後、各ほ場ごとの写真付きの作業日誌が実績報告時に必要になります。

(4) 取組を実施していないことや、面積の虚偽申告があった場合は、交付金の全額、又は、一部を返還していただくとともに、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」の第29条に基づき、罰則の対象になりますので、ご注意ください。

(5) 交付金の交付を受けた場合は、税務申告上、農業収入の中の雑所得に該当するので、必ず確定申告で申告ください。

(6) 提出された申請書及び取組計画書は、申請された内容の一部、又はすべてが承認されない場合や、交付単価が減額されることがあるのでご了承ください。